

## 東京農工大学大学院連合農学研究科教員資格再審査実施要項

第1条 この要項は、東京農工大学大学院連合農学研究科教員資格再審査規程（以下「規程」という。）に基づき、東京農工大学大学院連合農学研究科教員（以下「教員」という。）の資格再審査の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 再審査の対象者は、東京農工大学大学院連合農学研究科教育規則第2条第2項に規定する連合農学研究科の主旨導教員資格者又は指導教員資格者とする。

第3条 再審査は、中期目標の期間の最後の事業年度毎に行うものとする。

第4条 教員資格審査を受けてから3年未満の者及び客員教員については、再審査を行わないものとする。

第5条 再審査実施年度の年度末において63歳以上となる教員については、再審査を免除するものとする。

第6条 再審査は、所定の6年間の研究業績に基づき行うものとする。対象期間は代議委員会で定めるものとする。

第7条 再審査に合格するための要件は、別に定める学術誌の認定基準に掲載された論文1編を1点として、次のとおりとする。

主旨導教員資格者にあつては所定の6年間で6点以上、指導教員資格者にあつては所定の6年間で4点以上。

ただし、人文社会科学系教員の研究業績については、別に定める。

第8条 前条の要件を満たさない教員にあつては、所定の6年間における次の各号の教育実績を研究業績に加点することができるものとする。

(1) 主旨導教員又は第一副指導教員としての指導により学生が博士論文を構成する論文として公表した論文で教員が連名となっていない論文については、論文毎に主旨導教員及び第一副指導教員にそれぞれ1点を加点する。

(2) 主旨導教員又は第一副指導教員以外として学位論文審査委員を担当した場合、1件当たり0.2点を加点する。

(3) 教育実績で加点された点数は、論文数と等価とする。

第9条 規程第5条第1項に規定する委員のうち申請書類により資格喪失が予想される者は、資格再審査委員から除外する。

第10条 主旨導教員資格者が要件（第7条及び第8条に定める要件とする。以下同じ。）を満たさない場合は、主旨導教員資格を喪失し、指導教員資格者となる。ただし、指導教員資格の要件も満たさない場合は、資格を喪失する。

第11条 指導教員資格者が要件を満たさない場合は、資格を喪失する。

第12条 再審査の結果資格を喪失した者が、現在主旨導教員又は副指導教員として連合農学研究科の学生の指導を行っている場合には、当該学生の在籍期間に限り、主旨導教員又は副指導教員として当該学生を指導することができるものとし、資格の喪失を保留する。ただし、当該要件を満たし再度資格を得るまで、当該資格では新たに学生を指導しない教員として取り扱うものとする。

第13条 再審査の結果資格を喪失した者が、再審査の結果通知を受けた後、1年以内に要件を満たした

場合は、資格の喪失を取り消す。ただし、その場合における再審査の対象期間の起算日は、第 6 条に定める対象期間の起算日から 1 年が経過した日とする。

#### 附 則

- 1 この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 東京農工大学大学連合農学研究科教員資格再審査実施要項（平成 19 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

#### 附 則(平成 29 年 3 月 1 日)

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日以降の東京農工大学大学院連合農学研究科教員資格再審査から適用する。